

平成 16 年 6 月 22 日

各 位

会社名 東洋機械金属株式会社
代表者名 取締役社長 保田 勲
(コード番号 6210 大証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 二見 泰博
(TEL. 078-942-2345)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

平成 16 年 6 月 22 日開催の当社第 130 回定時株主総会において決議いたしました新株予約権の発行について、同日開催の取締役会において下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の割当対象者及び新株予約権の数

当社の取締役 4 名に対し計 48 個
当社の従業員 75 名に対し計 199 個
当社国内子会社の取締役 2 名に対し計 12 個

2. 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式とする。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

259,000 株を総株数とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の発行総数

259 個（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1,000 株。ただし上記 3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）とする。

5. 新株予約権の発行価額及び発行日

平成 16 年 6 月 23 日に無償で発行する。

6. 新株予約権の行使に際して払込む金額

1 株につき 704 円

新株の発行価額は新株予約権発行日（平成 16 年 6 月 23 日）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた 704 円（1 円未満の端数は切り上げ）と新株予約権発行日前日の終値 662 円との比較により、704 円とした。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

1

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

平成 18 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までとする。

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合には、退任又は退職後（退任又は退職が平成 18 年 6 月 30 日以前の場合には、行使期間開始後）1 年以内においては権利行使することができるものとする。
- (2) 当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社国内子会社の取締役であった者が、懲戒、自己都合、その他これに準ずる事情により解雇された場合もしくは退任又は退職した場合には、当該新株予約権者の新株予約権の行使は認められない。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められない。
- (4) 新株予約権の相続人による当該新株予約権の行使は認められない。
- (5) 各新株予約権を分割して行使することはできない。

9. 新株予約権の消却事由及び条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権の全部又は一部につき行使が不可能となった場合、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で償却することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権者の請求あるときに限り新株予約権証券を発行するものとする。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではない。

12. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額

払込金額（ただし、払込金額について調整が行われた場合は、調整後の払込金額）から、資本に組み入れる額を減じた金額とする。資本に組み入れる額とは、払込金額（ただし、調整がなされた場合は、調整後の払込金額）に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

13. 新株予約権の行使により発行される株式に対する配当金

新株予約権の行使により発行した当社株式に対する最初の利益配当金及び中間配当金については、新株予約権の行使日の属する配当計算期間（3 月 31 日及び 9 月 30 日に終了する各 6 ヶ月間の期間をいう。）の初めにおいて新株予約権の行使がなされたものとみなしてこれを支払う。

以 上